

世田谷区特別区税条例の一部を改正する条例

1. 条例改正の事由

令和3年度税制改正大綱（令和2年12月21日閣議決定）に係る地方税法等の改正（令和3年3月31日公布）に伴い、世田谷区特別区税条例の一部を改正する必要があるため。

2. 条例改正の概要

（1）非課税限度額の算定及び均等割の軽減の判定の基礎となる扶養親族の見直し

【令和6年1月1日施行】

「扶養控除」について、その対象となる「扶養親族」から30歳以上70歳未満の国外居住親族を原則として除くこととされたことに伴い、住民税均等割及び所得割の非課税限度額の算定の基礎となる扶養親族から、年齢30歳以上70歳未満の非居住者であって次のいずれにも該当しない者を除外する。

留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者

障害者

その納税義務者から前年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者

また、均等割の税率軽減の判定の基礎となる扶養親族についても、同様の措置を講ずる。

（2）源泉徴収関係書類の電子提出に係る要件の見直し

【公布の日施行】

給与等又は公的年金等（以下「給与等」という。）の支払を受ける者が、給与等の支払をする者に対し、源泉徴収関係書類の書面による提出に代えて当該書類に記載すべき事項の電磁的方法による提供を行う場合の要件であるその給与等の支払をする者が受けべき税務署長の承認を不要とするほか、退職手当等についても書面による提出に代えて、源泉徴収関係書類に記載すべき事項の電磁的方法による提供を認めるなど、所要の措置を講ずる。

（3）特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の見直し

【令和4年1月1日施行】

特例の対象となる医薬品の範囲に係る見直しを行った上、その適用期限を5年延長する。

（4）軽自動車税種別割のグリーン化特例（軽課）の見直し

【公布の日施行】

燃費性能等の優れた軽自動車（新車に限る。）を取得した日の属する年度の翌年度分の税率を軽減する特例措置（いわゆる「種別割のグリーン化特例（軽課）」）について、次のとおり適用期限を2年延長する（令和5年度課税分まで）。

自家用・営業用貨物自動車

【現行】(令和3年度)

区分	軽減率
電気自動車、天然ガス車	75%軽減
平成27年度基準+35%達成	50%軽減
平成27年度基準+15%達成	25%軽減

【改正案】(令和4年度・令和5年度)

区分	軽減率
電気自動車、天然ガス車	75%軽減
-	-
-	-

天然ガス自動車に適用する排ガス要件：平成30年規制適合又は平成21年規制からNOx10%低減達成に限る。

営業用乗用車

【現行】(令和3年度)

区分	軽減率
電気自動車、天然ガス車	75%軽減
令和2年度基準+30%達成	50%軽減
令和2年度基準+10%達成	25%軽減

【改正案】(令和4年度・令和5年度)

区分	軽減率
電気自動車、天然ガス車	75%軽減
令和12年度基準90%達成	50%軽減
令和12年度基準70%達成	25%軽減

- 1 天然ガス車に適用する排ガス要件：平成30年規制適合又は平成21年規制からNOx10%低減達成に限る。
- 2 ガソリン車に適用する排ガス基準：平成30年排出ガス基準50%低減達成又は平成17年排出ガス基準75%低減達成に限る。

(5) 住宅借入金等特別税額控除の見直し

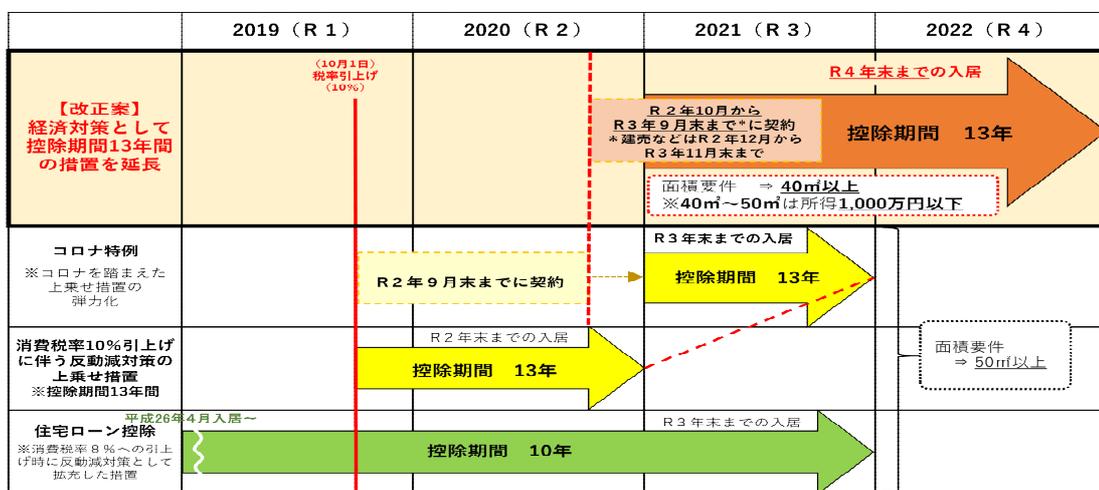
【公布の日施行】

所得税において、控除期間を13年間とする住宅借入金等特別税額控除の特例の延長等の措置(下記参照)が講じられることに伴い、当該措置の対象者についても、所得税から控除しきれなかった額を、現行制度と同じ控除限度額の範囲内で住民税から控除する。この措置による減収については、全額国費で補填される。

< 所得税における措置 >

控除期間13年間の特例について延長し、一定の期間に契約した場合、令和4年末まで(現行要件：令和2年末まで(新型コロナウイルス感染症の影響により入居が遅れた場合は令和3年末まで))の入居者を対象とする。

【参考】住宅ローン控除の見直しについて(案)



全国都道府県税務主管課長・市町村税担当課長合同会議(令和3年1月21日)市町村税課関係説明資料より抜粋

(6) その他の規定の整備

【公布の日、令和4年1月1日施行】

関係法令（地方税法等）の改正に伴う所要の整備及び引用条番号の条ずれ解消等、規定を整備する。

3. 周知方法

条例改正の内容については、改正条例の公布後、速やかに区ホームページで周知を図る。

世田谷区特別区税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>世田谷区特別区税条例 昭和39年12月26日条例第74号</p>	<p>世田谷区特別区税条例 昭和39年12月26日条例第74号</p>
<p>(区民税の非課税の範囲) 第10条 略</p>	<p>(区民税の非課税の範囲) 第10条 略</p>
<p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が350,000円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)の数に1を加えた数を乗じて得た金額に100,000円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に210,000円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。 (均等割の税率の軽減)</p>	<p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が350,000円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族_____の数に1を加えた数を乗じて得た金額に100,000円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に210,000円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。 (均等割の税率の軽減)</p>
<p>第14条 区民税の納税義務者が次の各号に掲げる者のいずれかに該当する場合には、その者に対して課する均等割額は、前条の規定により課する額からそれぞれ当該各号に定める額を減じて得た額とする。 (1) 均等割を納付する義務がある同一生計配偶者又は扶養親族(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。)1,500円 (2) 前号に掲げる者を2人以上有する者 1,000円略 (寄附金税額控除)</p>	<p>第14条 区民税の納税義務者が次の各号に掲げる者のいずれかに該当する場合には、その者に対して課する均等割額は、前条の規定により課する額からそれぞれ当該各号に定める額を減じて得た額とする。 (1) 均等割を納付する義務がある同一生計配偶者又は扶養親族 1,500円 (2) 前号に掲げる者を2人以上有する者 1,000円略 (寄附金税額控除)</p>
<p>第20条 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金又は金銭(第2号から第5号までに掲げるものに関しては、区内に主たる事務所又は事業所を有する法人又は団体に対するものに限る。)を支出した場合には、法第314条の7第1項に規定するところにより控除</p>	<p>第20条 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金又は金銭(第2号から第5号までに掲げるものに関しては、区内に主たる事務所又は事業所を有する法人又は団体に対するものに限る。)を支出した場合には、法第314条の7第1項に規定するところにより控除</p>

改正後	改正前
<p>すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。）に対する寄附金（<u>出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。</u>）</p> <p>(3) 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金（<u>出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。</u>）</p> <p>(4) 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人（第2号に掲げるものを除く。）に対する寄附金（<u>出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。</u>）</p> <p>(5) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除く。）</p>	<p>すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。）に対する寄附金（ _____ _____ 当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p>(3) 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金（ _____ _____ 当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p>(4) 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人（第2号に掲げるものを除く。）に対する寄附金（ _____ _____ 当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p>(5) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの _____ _____ を除く。）</p>
<p>2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めると</p>	<p>2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めると</p>

改正後	改正前
<p>ころにより計算した金額とする。 (区民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)</p> <p>第24条の2 略 2及び3 略</p> <p>4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が<u>令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第36条の9第3項において同じ。)</u>により提供することができる。</p> <p>5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「<u>申告書がその提出</u>」とあるのは「<u>申告書に記載すべき事項についてその提供</u>」と、「<u>給与支払者に受理されたとき</u>」とあるのは「<u>給与支払者がその提供を受けたとき</u>」と、「<u>申告書は、その受理された日</u>」とあるのは「<u>申告書に記載すべき事項は、その提供を受けた時</u>」とする。</p>	<p>ころにより計算した金額とする。 (区民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)</p> <p>第24条の2 略 2及び3 略</p> <p>4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が<u>所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項</u>_____に <u>において同じ。)</u>により提供することができる。</p> <p>5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「<u>申告書が</u>」_____とあるのは「<u>申告書に記載すべき事項を</u>」_____と、「<u>給与支払者に受理されたとき</u>」とあるのは「<u>給与支払者が</u>_____提供を受けたとき」と、「<u>受理された日</u>」_____とあるのは「<u>提供を受けた日</u>」とする。</p>
<p>(区民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p> <p>第24条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族(<u>年齢16歳未満の者に限る。</u>)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の</p>	<p>(区民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p> <p>第24条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族(<u>控除対象扶養親族を除く。</u>)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の</p>

改正後	改正前
<p>支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、区長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3)略</p> <p>2 及び 3 略</p> <p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が<u>令第48条の9の7の3</u>において準用する<u>令第8条の2の2</u>に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p> <p>5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「<u>申告書がその提出</u>」とあるのは「<u>申告書に記載すべき事項についてその提供</u>」と、「<u>公的年金等支払者に受理されたとき</u>」とあるのは「<u>公的年金等支払者がその提供を受けたとき</u>」と、「<u>申告書は、その受理された日</u>」とあるのは「<u>申告書に記載すべき事項は、その提供を受けた時</u>」とする。</p> <p>(特別徴収税額の納入の義務)</p> <p>第36条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式又は<u>施行規則第2条第3項ただし書</u>の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を区長に提出し、及びその納入金を納入しなければならない。</p> <p>(特別徴収税額)</p> <p>第36条の8 第36条の7の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、つぎの各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額とする。</p>	<p>支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、区長に提出しなければならない。</p> <p>2 及び 3 略</p> <p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が<u>所得税法第203条の6第6項</u>に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p> <p>5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「<u>申告書が</u>」とあるのは「<u>申告書に記載すべき事項を</u>」と、「<u>公的年金等支払者に受理されたとき</u>」とあるのは「<u>公的年金等支払者が提供を受けたとき</u>」と、「<u>受理された日</u>」とあるのは「<u>提供を受けた日</u>」とする。</p> <p>(特別徴収税額の納入の義務)</p> <p>第36条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式又は<u>施行規則第2条第4項ただし書</u>の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を区長に提出し、及びその納入金を納入しなければならない。</p> <p>(特別徴収税額)</p> <p>第36条の8 第36条の7の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、つぎの各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額とする。</p>

改正後	改正前
<p>(1) 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第1項の規定による申告書（以下この条、次条第2項及び第3項並びに第36条の10第1項において「退職所得申告書」という。）に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの（次号および次条第1項において「支払済みの他の退職手当等」という。）がない旨の記載がある場合、その支払う退職手当等の金額について第36条の3および第36条の4の規定を適用して計算した税額</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略 （退職所得申告書）</p> <p>第36条の9 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</u></p> <p>4 <u>前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書がその提出」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項についてその提供」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者がその提供を受けたとき」と、「退職所得申告書は、その受理された時」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項は、その提供を受けた時」とする。</u></p>	<p>(1) 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第1項の規定による申告書（以下本条、次条第2項および第36条の10第1項において「退職所得申告書」という。）に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの（次号および次条第1項において「支払済みの他の退職手当等」という。）がない旨の記載がある場合、その支払う退職手当等の金額について第36条の3および第36条の4の規定を適用して計算した税額</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略 （退職所得申告書）</p> <p>第36条の9 略</p> <p>2 略</p>
<p>付則 第2条の4 当分の間、区民税の所得割を課すべき者のうち、その者</p>	<p>付則 第2条の4 当分の間、区民税の所得割を課すべき者のうち、その者</p>

改正後			改正前		
<p>の前年の所得について第15条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、350,000円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族（<u>年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。</u>）の数に1を加えた数を乗じて得た金額に100,000円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に320,000円を加算した金額）以下である者に対しては、第9条の規定にかかわらず、区民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。</p>			<p>の前年の所得について第15条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、350,000円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族_____の数に1を加えた数を乗じて得た金額に100,000円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に320,000円を加算した金額）以下である者に対しては、第9条の規定にかかわらず、区民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。</p>		
<p>2及び3 略</p> <p>（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）</p>			<p>2及び3 略</p> <p>（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）</p>		
<p>第3条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の区民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第17条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで及び法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>（軽自動車税の環境性能割の非課税）</p> <p>（軽自動車税の種別割の税率の特例）</p>			<p>第3条 平成30年度から令和4年度までの各年度分の区民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第17条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで及び法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>（軽自動車税の環境性能割の非課税）</p> <p>（軽自動車税の種別割の税率の特例）</p>		
<p>第15条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第8項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第39条第1項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>第15条 法附則第30条_____に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定_____を</p> <p>_____を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第39条第1項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
第39条第1項第2号イ	3,900円	4,600円	第39条第1項第2号イ	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円		6,900円	8,200円

改正後			改正前																																
	10,800円	12,900円		10,800円	12,900円																														
	3,800円	4,500円		3,800円	4,500円																														
	5,000円	6,000円		5,000円	6,000円																														
<p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第39条第1項の規定の適用については_____</p> <p>_____、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>第39条第1項第2号イ</td> <td>3,900円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6,900円</td> <td>1,800円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10,800円</td> <td>2,700円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3,800円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5,000円</td> <td>1,300円</td> </tr> </table>			第39条第1項第2号イ	3,900円	1,000円		6,900円	1,800円		10,800円	2,700円		3,800円	1,000円		5,000円	1,300円	<p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第39条第1項の規定の適用については、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>第39条第1項第2号イ</td> <td>3,900円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6,900円</td> <td>1,800円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10,800円</td> <td>2,700円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3,800円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5,000円</td> <td>1,300円</td> </tr> </table>			第39条第1項第2号イ	3,900円	1,000円		6,900円	1,800円		10,800円	2,700円		3,800円	1,000円		5,000円	1,300円
第39条第1項第2号イ	3,900円	1,000円																																	
	6,900円	1,800円																																	
	10,800円	2,700円																																	
	3,800円	1,000円																																	
	5,000円	1,300円																																	
第39条第1項第2号イ	3,900円	1,000円																																	
	6,900円	1,800円																																	
	10,800円	2,700円																																	
	3,800円	1,000円																																	
	5,000円	1,300円																																	
<p>3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この条_____において「ガソリン軽自動車」という。）のうち、三輪以上のものに対する第39条第1項の規定の適用については_____</p> <p>_____、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>第39条第1項第2号イ</td> <td>3,900円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6,900円</td> <td>3,500円</td> </tr> </table>			第39条第1項第2号イ	3,900円	2,000円		6,900円	3,500円	<p>3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち、三輪以上のものに対する第39条第1項の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>第39条第1項第2号イ</td> <td>3,900円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6,900円</td> <td>3,500円</td> </tr> </table>			第39条第1項第2号イ	3,900円	2,000円		6,900円	3,500円																		
第39条第1項第2号イ	3,900円	2,000円																																	
	6,900円	3,500円																																	
第39条第1項第2号イ	3,900円	2,000円																																	
	6,900円	3,500円																																	

改正後			改正前																																
	10,800円	5,400円		10,800円	5,400円																														
	3,800円	1,900円		3,800円	1,900円																														
	5,000円	2,500円		5,000円	2,500円																														
<p>4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第39条第1項の規定の適用については、</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>__、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>第39条第1項第2号イ</td> <td>3,900円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6,900円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10,800円</td> <td>8,100円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3,800円</td> <td>2,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5,000円</td> <td>3,800円</td> </tr> </table>			第39条第1項第2号イ	3,900円	3,000円		6,900円	5,200円		10,800円	8,100円		3,800円	2,900円		5,000円	3,800円	<p>4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第39条第1項の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>第39条第1項第2号イ</td> <td>3,900円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6,900円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10,800円</td> <td>8,100円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3,800円</td> <td>2,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5,000円</td> <td>3,800円</td> </tr> </table>			第39条第1項第2号イ	3,900円	3,000円		6,900円	5,200円		10,800円	8,100円		3,800円	2,900円		5,000円	3,800円
第39条第1項第2号イ	3,900円	3,000円																																	
	6,900円	5,200円																																	
	10,800円	8,100円																																	
	3,800円	2,900円																																	
	5,000円	3,800円																																	
第39条第1項第2号イ	3,900円	3,000円																																	
	6,900円	5,200円																																	
	10,800円	8,100円																																	
	3,800円	2,900円																																	
	5,000円	3,800円																																	
<p>5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第39条第1項の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる_____規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第39条第1項の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>																																
<p>6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第39条第1項の規定の</p>			<p>6 前各項の規定の適用がある場合における第39条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「前項（付則第15条第1</p>																																

改正後	改正前
<p>適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>項から第4項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。) 」と、「当該各号」とあるのは「当該各号(付則第15条第1項から第4項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。) 」とする。</p>
<p>7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車(営業用の乗用のものに限る。)に対する第39条第1項の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	
<p>8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第39条第1項の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	
<p>9 前各項の規定の適用がある場合における第39条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「前項(付則第15条第1</p>	

改正後	改正前
<p><u>項から第8項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「当該各号」とあるのは「当該各号（付則第15条第1項から第8項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。</u></p>	
<p>（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）</p>	<p>（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）</p>
<p>第15条の2 区長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から第8項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p>	<p>第15条の2 区長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から第5項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p>
<p>2～5 略</p>	<p>2～5 略</p>
<p>（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）</p>	<p>（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）</p>
<p>第19条 略</p>	<p>第19条 略</p>
<p>2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における付則第3条の5の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。</p>	
<p>附 則</p>	
<p>（施行期日）</p>	
<p>第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p>	
<p>（1）第20条第1項の改正規定及び付則第3条の改正規定並びに次条第1項の規定 令和4年1月1日</p>	
<p>（2）第10条第2項、第14条第1号、第24条の3第1項及び第36条の7の改正規定並びに同条例付則第2条の4第1項の改正規定並</p>	

改正後	改正前
<p>びに次条第5項の規定 令和6年1月1日 (区民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 この条例による改正後の世田谷区特別区税条例(以下「新条例」という。)第20条第1項の規定は、所得割の納税義務者が令和3年4月1日(以下「適用日」という。)以後に支出する各号に掲げる寄附金又は金銭について適用し、所得割の納税義務者が適用日前に支出したこの条例による改正前の世田谷区特別区税条例(次項及び第3項において「旧条例」という。)第20条第1項に規定する寄附金又は金銭については、なお従前の例による。</p> <p>2 新条例第24条の2第4項の規定は、適用日以後に行う同項の規定による電磁的方法(新条例第24条の2第4項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。)による申告書に記載すべき事項の提供について適用し、適用日前に行った旧条例第24条の2第4項の規定による電磁的方法による申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。</p> <p>3 新条例第24条の3第4項の規定は、適用日以後に行う同項の規定による電磁的方法による申告書に記載すべき事項の提供について適用し、適用日前に行った旧条例第24条の3第4項の規定による電磁的方法による申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。</p> <p>4 新条例第36条の8第1項の規定並びに第36条の9第3項及び第4項の規定は、適用日以後に行う新条例第24条の2第4項に規定する電磁的方法による新条例第36条第3項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用する。</p> <p>5 新条例の規定(前条第2号に掲げる規定に限る。)は、令和6年度以後の年度分の区民税について適用し、令和5年度以前の年度分の区民税については、なお従前の例による。</p> <p>(軽自動車税に関する経過措置)</p>	

改正後	改正前
第3条 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。	